

環水大水発第 2111081 号

令和 3 年 11 月 8 日

都道府県・水質汚濁防止法政令市
水質保全担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局水環境課長

「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」の施行上の留意事項について

令和 3 年 10 月 7 日に公布された「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（令和 3 年環境省告示第 62 号）において、生活環境項目環境基準のうち大腸菌群数について、新たな衛生微生物指標として大腸菌数へ見直された。本改正に伴い、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について」（令和 3 年 10 月 7 日付環境省水・大気環境局長通知環水大水発 2110072 号環水大土発 2110072 号）において、大腸菌数についても水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 15 条に基づく都道府県知事による公共用水域等の常時監視の対象として位置付け、水質の汚濁の状況の把握に努めるよう通知したところである。

このうち、公共用水域水質測定計画における大腸菌数の環境基準値の設定に際して、貴職におかれては、下記の事項に十分御留意の上、円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 大腸菌数の環境基準値設定の基本的考え方について

大腸菌数の環境基準値設定の基本的考え方として、現行の類型区分とその利用目的の適応性にに基づき設定されたい。

ただし、各水域の類型指定に際しては、類型指定当時の利用目的のみではなく、当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況、将来の利用目的、現状非悪化への配慮等も含めて検討されていることを踏まえ、環境基準値の設定に際しても必要に応じてそれらの事項を参考に検討されたい。

2. 2 以上の都道府県の区域に属する公共用水域における環境基準値の設定について

2 以上の都道府県の区域に属する公共用水域における環境基準値の設定については、関係都道府県知事により、1 の基本的考え方に基づき実施されたい。なお、環境基準値は水域類型ごとに掲げられていることを踏まえ、当該水域の環境基準値の設定に際しては関係都道府県等との連携に留意されたい。

【問合せ先】

環境省 水環境課 高橋

メール：SECTION_WEQS@env. go. jp

T E L：03-5521-8314（直通）